

二上山鳥獣保護区特別保護地区に係る指針(案)

- (1) 名称：二上山鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域：高岡市東海老坂地内の北陸電力送電線氷見線と高岡市と氷見市との市界の交点を起点とし、同市界を北東進し市道二上万葉線との交点に至り、同地から同市道を北進し二上山郷土資料館に至り、同地から南に伸びる遊歩道を南進し林道城光寺線との交点に至り、同地から同林道を西進し同林道の分岐点に至り、同地から同林道を西進し二上山遊歩道下二上線との交点に至り、同地から同遊歩道を西進し二上山遊歩道上二上線との交点に至り、同地から同遊歩道を南進し北陸電力送電線氷見線との交点に至り、同地から同送電線を北西進し市道二上万葉線との交点に至り、同地から同送電線を北北西進し起点に至る線で囲まれた一円の地域。
(別紙図面表示のとおり)
- (3) 存続期間：令和5年11月1日から令和15年10月31日まで
- (4) 特別保護地区の保護に関する指針
- ①指定区分：身近な鳥獣生息地の特別保護地区
 - ②指定目的：この区域は、能登半島国定公園の南端部に位置し、コナラやウラジロガシ、スギ等が繁茂しているゆるやかな丘陵地帯となっており、県民の憩いの場として広く活用されているとともに、ツグミ、アトリ、カシラダカ等の渡り鳥の重要な経路に当たることから鳥獣保護区に指定されているが、この区域を特別保護地区に指定し、より積極的な鳥獣生息環境の保護を図る。また、この区域は市街地に近いことから、県民の探鳥の場として提供し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るものである。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 4 項において準用する同法第 28 条第 2 項に規定する
『名称、区域、存続期間及び特別保護地区の保護に関する指針』新旧対照表

指定後	指定前	備考
<p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：令和 5 年 11 月 1 日から令和 15 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p>	<p>(1) 名称 (略)</p> <p>(2) 区域 (略)</p> <p>(3) 存続期間：平成 25 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで</p> <p>(4) 特別保護地区の保護に関する指針 (略)</p>	<p>存続期間 の更新</p>

二上山鳥獣保護区位置図

縮尺1:25000



指定年月日	令和5年11月1日
面積	684ha
標識数	4基
案内板数	1基

二上山鳥獣保護区特別保護地区全景写真



二上山鳥獣保護区特別保護地区指定計画図

縮尺=1:25,000

